

多紀元簡失脚の背景

——医学館官立化当初の一事情

町 泉寿郎・小曾戸 洋・花輪 壽彦

日本医史学雑誌第四十九巻第二号 平成十四年 九月二十日受付
平成十五年 六月二十日発行 平成十四年十一月十六日受理

〔要旨〕多紀元簡（二七五四～一八一〇）は享和元年（一八〇三）十月二十一日に奥医師を免ぜられ寄合医師に降格された。従来この失脚の理由については諸説あるが、いまだ十分な検証がなされていない。本稿では多紀元簡失脚の原因が、橘宗仙院・多紀元恵の後任の奥医師に元簡推薦の曲直瀬養安院・杉本仲温が選任されず、多紀氏とは互いに宿怨ある杉浦玄徳と学力不十分の中川隆玄が推挙されたことに元簡が抗議したためであること。さらには、杉浦玄徳の宿怨の原因となった医学館官立化当初の世話役たち（多紀元恵、多紀元簡、杉浦玄徳、吉田快庵）の権力抗争と、その混乱に乗じて実行された幕府の医学館経営管理の一端を明らかにした。

キーワード——多紀元簡、多紀元恵、杉浦玄徳、吉田快庵、医学館

一、はじめに

多紀元簡（二七五四～一八一〇）は享和元年（一八〇三）十月二十一日に奥医師を免ぜられ寄合医師に降格された。従来

この失脚の理由については諸説あるが、いまだ十分な検証がなされておらず、定説をみるにいたっていない。一見瑣末な人事問題とも見られるが、ことの淵源には、医学館官立化（寛政三年十月二十四日）と相前後しておきた両典薬頭への譴責や、医療実績による医官の爵禄の見直しといった医官機構全体の再編の流れの中での医官たちの覇権争いがあるようである。よって元簡失脚の経緯の検証を通して、官立化当初の医学館をとりまく事情を具体化できると考えた。本稿を草するゆえんである。

一、従来の諸説

まず多紀元簡失脚に関する従来の諸説を、資料の成立年代順に提示しよう。

①小宮山楓軒『楓軒紀談』巻一「東都紀談」―文化五年（二八〇八）成

（原文）安長御七を免して下転せられしは、一橋公より推挙ありし医官を、其任に堪へざるものなりとまうせしに因てなりと云へり。正直にして阿らぬ人なりとぞ。

（口語訳）安長が（將軍家齊の）御匙を罷免のうえ降格されたのは、一橋公から推挙のあった医官を、その職責にこたえられない人物であると申し上げたのが原因であるという。正直でもねならない人であるようだ。

②亀田鵬斎「桂山劉先生墓表」^②―文化七年頃（二八一〇）撰

（原文）享和元年、銓選医士、先生以趨向不副、遂罷侍直、黜於外班。

（訓読）享和元年、医士を銓選す。先生、趨向副はざるを以て、遂に侍直を罷め、外班に黜けらる。

（口語訳）享和元年に医士を任官した。先生はことの成り行きが自分の考えと一致しないために、とうとう奥医師をやめさせられ、表番医師に降格された。

③古賀精里「桂山多紀君墓誌銘」^③―文化七年頃（二八一〇）撰

(原文) 享和元年、以論執医選事、勅屏居待罪。既而被釈、有旨斥為寄合医。

(訓読) 享和元年、医の選事を論執するを以て、屏居を勅しひられて罪を待つ。既にして釈ゆるされ、旨有り斥しりぞけられて寄合医と為る。

(口語訳) 享和元年に医師の登用について自説に固執したため、謹慎を余儀なくされて処分を待った。まもなく謹慎を解かれて、上意により寄合医師に降格となった。

④小島蕉園『蕉園漫筆』⁴—天保四年(一八三三) 成

(原文) 安長侍医たりし日、御用御取次の衆、奥医師の明跡に誰と申者能人物に候やと問ければ、安長答に彼こそ奥医と被命可然と云。その後数日をへて又同じ取次衆申さるるは、其許は先日可然人物と云れたる人をして尚又搜り問するに、彼は酒かあし且家事の取締りあししと云。如何してよしとはの玉ふそ、といたけ高に云へは、安長顔を正ふして言やふ、先日問れしに医事のことと思ひしによりて医事に長したる者故可然と云しなり。たとひ酒も不飲家もよく調ふとも、医術未熟ならはいかん、君の御大事の用に達可申やと手強く諂ひもなく答へしによりて、讒せられ(以下略、原文はカタカナ)。

(口語訳) 安長が侍医であった頃、(將軍の)お側御用取次の方々、空席になっている奥医師の後任にこれという適任者は無いものかと問うた所、安長答えて、あの人が奥医師に任命されるのがふさわしいといった。それから数日後、再び同じお側御用取次が言われるには、あなたが先日ふさわしい人物といわれた人は、酒癖が悪くて、その上、家政の監督が悪かったそうだ。どうして良いとおっしゃったのだ、と居丈高に言う、と、安長は面貌を改めて言うことには、先日尋ねられたのは医術の事とだったので、医事に長けた人物であるからふさわしいと言ったのである。酒も飲まず家内もよく調和していても、医術が未熟であればどのようにして主君の一大事の御用にたつことができましようや、と強硬に追従も交えず回答した事により、讒言されて(免職になったのである)。

⑤ 浅田宗伯『皇国名医伝』⁵⁾—嘉永五年(一八五二)刊

(原文) 享和初、銓選医官、以議論忤旨、罷侍医。

(訓読) 享和の初め、医官を銓選し、議論 旨に忤ふを以て、侍医を罷めらる。

(口語訳) 享和初年に医官を任官したとき、意見が上意と食い違つたために、奥医師をやめさせられた。

⑥ 多紀元昶『多紀家系譜』⁶⁾—元治元年(一八六四)

(原文) 享和元辛酉年八月晦日、御医師御撰の儀に付、申上方も可有の処、不行届儀不束の事に候。依て差控被仰付旨、安藤対馬守殿御書付を以被仰渡、同十月廿日差控被成御免、翌廿一日思召有之奥御医師御免、若年寄支配寄合被仰付旨、於御右筆部屋類、安藤対馬守名代、山崎宗運江被仰渡、医学館の儀者是迄の通相心得可申旨、井伊兵部少輔殿御書付を以被仰渡。

(口語訳) 享和元年八月三十日、(幕府)御医師ご選考の件につき、ほかに適当な申し上げようもあるはずの場合に、不注意があつたのは軽率なことである。よつて差し控えを拜命する趣旨を(老中)安藤信成殿より書面で命ぜられ、同年十月二十日に差し控えを赦免され、翌十月二十一日(將軍の)ご意向があり、奥医師を罷免され若年寄支配下の寄合医師に任命される趣旨を、右筆部屋類において(老中)安藤信成の名代から山崎宗運へ命ぜられ、医学館のことは従来どおりに理解して取り計らつてよい趣旨を(西の丸若年寄)井伊直朗殿から書面で命ぜられた。

⑦ 栗本鋤雲『匏庵十種』⁷⁾—明治二十五年(一八九二)刊

(原文) 此人頗る感慨ありしかは、曾て医官の撰挙に己が薦めし人の挙られず、後宮の援引を以て或る無能者の出たれば、直に建言して其非を述べたるに因り、上旨に忤らひ、廃せられて外班となり、百日間閉居せし其中に、医牘の著述ありし。

(口語訳) この人は非常に感慨があつたので、以前、医官の選任に自分が推薦した人が選ばれず、大奥の引き立てによ

つて或る無能者が選出されたとき、すぐに意見を上申してその人事が誤りであることを述べたために、お上のご意思に背き、(奥医師を) 辞めさせられて表番医となり、百日間、家に閉じ籠っていたその間に『医賸』の著述があった。

三、諸説の検討

これ以降の資料は以上を典拠としたものであるから、ここに挙げない。掲出したものうちでも、人口に膾炙した⑤が②に依拠した表現であることは明白である。

各説を検討してゆくと、④がやや他と異なるが、幕府の医師の人選に関して元簡と幕府上層部が意見を異にしたとする点では①～⑦に共通している。

一方、資料の信憑性から言うと、後代の編纂物である⑤はまず除外してよい。

②③は元簡死後まもなくの撰文と考えられる上に、こうした後代に伝わる刻石の文がふつう遺族からもたらされた情報によって撰文されることから考えても(無論これによる若干の美化・曲筆は免れないとしても)、やはり信拠すべきである。

①はあくまで風聞という性格のものであるが、失脚から最も時間的に近い元簡在世中の文化五年の記事であることが貴重である。それゆえ、將軍家斉の実父として幕政に大きな影響力をもったとされる一橋治済(一七五一～一八二七)との関係悪化を伝える記事が注目される。治済をあげつつあった松平定信の老中首座罷免の理由を、尊号事件(光格帝の実父に上皇号を贈り、將軍の実父一橋治済を大御所に叙すという朝幕間の案件。定信が前例の無いことを理由に反対したとされる。)によって一橋治済の怨みを買ったためとする説も古くからあるくらいである(栗本鋤雲『匏庵遺稿』「白川樂翁侯の断決」など)。まして奥医師ひとりの罷免など容易なことであつたに違いない。

④は元簡失脚当時、著者は江戸にいたと思われ(8)、成書が約三十年後である事にやや問題がある。この類話が『よしの冊子』第六十四回呈覽(寛政元年に山崎宗運が奥医師から寄合に降格された時の橋宗仙院の言)に見えることから、ほか

の機会の逸話が混入した可能性も考えられる。

⑥は多紀家から幕府に提出された公文書（もしくは多紀家に残したその副本）に基づくとみられるので、時代は下るが最も信憑性が高い。

⑦はしばしば引用されて元簡伝の一材料となってきたが、細かな点で正確さを欠くようである。「百日間閉居」は、⑥によれば実際には八月三十日に下された処分が十月二十日に許されており、しかも「閉居」ではなく「差控」であって、正確には「差控五十日」というべきである。差控は昼でも潜り門から目立たぬように出入りすることが許され、遠慮・逼塞・閉門・蟄居より軽い処分であった（『国史大辞典』）。処分決定まで出仕を控え自宅謹慎するものであった。

次に着目すべきは詮衡対象となった医師の身分である。表現は①⑤⑦が「医官」、②が「医士」、③が「医」、④が「奥医師」、⑥が「御医師」。②は医学生を指す可能性もある（もしそうなら前年に始まった医学館の考試のことも考慮する必要がある）が、官吏選任を意味する「銓選」の語とともに使われていることから、やはり幕府医官を指すと見てよい。③の「選事」の語も同様である。④のみが役職名を明示している。

四、享和元年の医官人事の概観

元簡が反対した詮衡対象は前述のとおりで、今ひとつはつきりしない。そこで『徳川実紀』^①『武鑑』^②『寛政重修諸家譜』^③等によって元簡失脚前後の医官人事を見ておきたい。

享和元年（一八〇二）の前年・寛政十二年（一八〇〇）には、十一月十三日に小普請医師（小石川養生所付き）の村岡玄超良亮が表番医師に昇任し、十二月十六日には奥医師の広井宗寿盈頭・笠原養玄正寿の法眼叙任があつた。これらの人事は後述するようにすべて元簡の答申どおりに行われたものであつた。

享和元年（二月五日改元）に入ると、次の昇降がある。

三月九日―西の丸奥医師法眼・小森西育章以、世子家慶の尚薬（御匙）に昇任。

四月二十五日―奥詰医師兼二の丸製薬所掛・峯岸春庵瑞興、奥医師に昇任。

四月二十五日―御目見医師・柴田玄養（元泰と改称）、西の丸奥医師に登用される。

五月二十二日―寄合医師千田玄知恭副、奥詰医師に昇任。

五月二十二日―表番医師坂真庵宗之、奥詰医師に昇任。

八月三十日―奥医師・峯岸春庵瑞興、寄合医師に降格。

十月八日―寄合医師・杉浦玄徳安定、奥医師に昇任。

十月二十一日―奥医師・多紀元簡、（御慮に応ぜず）寄合医師に降格。

十二月六日―表番医師・中川隆玄瑞春（専庵と改称）、奥医師に昇任。

『武鑑』をみてゆくと、寛政十一年版に十二人載っていた本丸奥医師が翌十二年には五人になるのが、この前後の大きな変動である。異動の背景は何であろうか。この時期、奥医師異動の主因は元服した將軍世子家慶の西の丸移住である（寛政九年四月二十一日）。いまだ五歳の家慶には本丸から家慶付きの小児科奥医師たちがつき従うことになったのである。

五、多紀元簡『御用留記』

ここで事の詳細を徴しうる新資料を提出したい。慶應義塾大学医学情報センターに所蔵される富士川文庫本『寛政庚申御用留記』一冊である。本書は寛政十二年（一八〇〇）中に医官・医学館・医書など幕府の医事に関して、多紀元簡が単独で、もしくは同じく医学館世話役・奥医師法眼の吉田快庵との連名で、幕府要路（老中―松平伊豆守信明、若年寄―堀田摂津守正敦・立花出雲守種周・京極備前守高久、側御用取次―平岡美濃守頼長・高井飛騨守清寅ら）に提出された上申書の控

えである。数え方にもよるが三十八件の文書からなる。筆跡から元簡の自筆かと思われ、信憑性の高い資料である。

前述の、村岡玄超の表番医師任命（十一月十三日）の際には事前の問い合わせに対して十月七日に元簡から京極高久へ「格別才気は無御座候へ共、人物も篤実にて家業出精」との承認がなされ、十二月十六日の広井宗寿・笠原養玄の法眼叙爵には十一月十日に元簡・快庵から頭取岡村丹後守へ広井・笠原の法眼推挙を願ひ出がなされていた。この時期、元簡が快庵の補助を得つつ医官人事を実質的に掌握していたさまがうかがえる。

さらにみてゆくと元簡失脚の原因をなしたと見られる文書がある。十一月十日から十二月二日にかけて三回四通にわたり提出された、橘宗仙院・多紀元惠の後任となる奥医師の人事である。

前述のごとく寛政九年の段階で本丸奥医師は次の十三人であったものが、

- 山添宗允直辰（熙春院法印）
- 橘隆庵元周（宗仙院法印）
- 多紀安元元惠（永寿院法印）
- 吉田快庵頼幹（坂盛方院・法眼）
- 栗本瑞見昌臧（法眼）
- 山本宗英惟直（法眼）
- 多紀安長元簡（法眼）
- 橘隆庵元春（法眼）
- 篠崎朴庵長正（法眼）
- 太田元達惟能（法眼）
- 木村玄長炳虎（法眼）

●伊東高益至義（法眼）

●小野西育章（法眼）

世子家慶の西の丸移住に伴い●を付した六人が西の丸奥医師にはじめ兼勤のちに専属となり、さらに寛政十年八月二十九日に橘宗仙院が七十一歳で、同十一年七月二十六日に多紀元恵が六十八歳で老齢を以て辞し、寛政十二年の時点で本丸奥医師は五人となった。そこで、その後任の任命を願ひ出たところ、しかるべき候補を上申するように申し渡されたため、多紀元簡・吉田快庵の連名で次の三人を推挙した。

曲直瀬養安院（名は正山、五十一歳、奥詔医師・二の丸製薬所掛

杉本仲温（名は良、別号は樗園）、四十歳、奥詔医師・医学館講書役

千田玄知（名は恭副、字は子敬、別号は崇山）、四十一歳、寄合医師・医学館講書役

その上に別紙を添えて、各人の特筆すべき点は曲直瀬養安院は人柄、杉本仲温は学術、千田玄知は両者の中間と評価し、出来れば曲直瀬・杉本の奥医師任命を希望すると述べた。これが十一月十日の上申である。

しかしながらこれはやや無理な人選と周囲には映ったかもしれない。杉本仲温はともかく、曲直瀬養安院は先に寛政元年（二七八九）五月十六日に治療実績不足のために奥医師から寄合医師に降格された人物であったからである（『徳川実紀』）。元簡の上申書中にすら「病人取扱方少く、手練之程、しかハ不仕候へ共、大抵ハ相心得罷在候哉ニ奉存候」との言が見えているほどで、このような人物を推挙する元簡の無責任を問う声が上がっても無理からぬことと思われる。

余談に亘るが、元簡が曲直瀬養安院をあえて推挙する理由を忖度すれば、最高家格で高禄の半井・今大路両典薬頭やそれに次ぐ吉田意安法印・竹田刑部法印を抑え、医学館に拠った医官支配体制を継続・安定させるためには、曲直瀬養安院のような家格・禄高（一九〇〇石）を備えたものの協力を必要としたためと考えられる（この点で最高禄二〇〇〇石の久志本左京家や一一〇〇石の数原通玄家の存在も同様である）。

十一月十日の上申にはすぐに異論が挟まれた。その文面は残っていないが、元簡の反論から推定は可能である。異議は、杉浦玄徳こそ學術優等で後任にふさわしいという別な内容の上申として、同僚医官の中から上がった。杉浦の任官自体、元簡には座視できないものであったが、その異議―元簡の意に副わない人選―が同僚中から上がった事態に元簡は危機感を強めた。早速、杉浦の非をあげつらった文書が十一月二十四日に側御用取次・高井清寅に提出されている。要約して示そう。

〈杉浦免職の次第〉杉浦は元来、父多紀元恵がその有能を上申して医学館世話役・奥詰医師に昇進させた者である。しかるに杉浦は、官立化まもない寛政四年に元恵の医学館経営に不正ありと目付役に讒し、それを受けて俗事役の交代や經理の厳格化が行われた。突然の事態を飲み込みかねた元恵は当惑したが、世話役吉田快庵が元恵に、これは杉浦が医学館主の座を狙って画策したことであると暴いたため、元恵は内々に側御用取次の加納久周や若年寄の堀田正敦に事情を釈明し事態收拾を図った。老中の松平定信の耳にも達し、杉浦の免職が審議されたが、元恵のとりなしにより杉浦は免職を免れた。その後、寛政五年秋（九月二十六日）の医学館薬品会の折、渋江長伯出品の薬品を杉浦が借りて無断で使用した等の不祥事があったため、ついに杉浦は医学館世話役・奥詰医師を罷免されるに至った。

〈元簡の弁明〉杉浦の有能は否定できないから、今度も推挙を考えた。しかしながら、以前、目黒道琢の後任の講師候補として杉浦を聞き合わせたところ許可されず、杉本仲温を任命した経緯があるので、一度処罰された者の推挙は遠慮すべきかと考えた次第である。人柄を度外視して技能で採用するとなれば異存はないが、奥医師となった後に自覚して身を慎むか、却って不正を助長するかは保障の限りではない。父元恵とのいきさつを根に持つて、あた

ら良医を推挙しないのだと思われては心外なので委細を上申するのである。

側御用取次・高井清寅への弁明書提出の翌十一月二十五日、さらに若年寄・堀田正敦に直々に面会して同様の弁明を

なしたうえで、次の点を強調した。

〔元簡の陳情〕先に杉浦の画策を暴露したのは吉田快庵であったのに、今回は却ってその吉田が杉浦を推挙している。不可解な事態であるが、自分としては祖父・父以来、粉骨碎身してきた医学館を、せっかく学校組織が整備されてきた今日、なんの落ち度もなくみすみす奸計によって他人に奪われるのは忍びないことである。

多紀と二人三脚であるかに見える吉田快庵が実はなかなかの策士で、医学館主の座を狙っているのだと元簡は暗に訴えているのである。内通・密告が錯綜する赤裸々な権力闘争の内幕である。これ自体、草創期の医学館の裏面史として記録されるべきことだが、それと同時に「俗事役の交代や経理の厳格化」といった従来あまり注目されていない事実が判明したことにより、これまで知られてきた医学館の関係資料や沿革の意義が逆に浮き彫りになることに着目したい。この点は次節に後述する。

懸命の抗弁にもかかわらず元簡の推挙は聴許されず、元簡は亀井壱岐守から先の三人（及び杉浦を含めて四人）以外の指名を求められた。やむを得ず元簡は十二月二日に吉田と連名で次の二名を推薦した。

中川隆玄瑞春、四十六歳、表番医師

余語良仙瑞成、四十九歳、表番医師

しかしながら「医学治術之修行は甚薄」、「御実用之処ハ無覚束」という否定的な文言が並ぶ甚だ推挙状らしからぬ書面であった。さらに別紙を添えてつぎのようである。

目下、曲直瀬・杉本・千田・杉浦以外に適当な候補はない。自分が推した曲直瀬（治療実績不足）・杉本（経験不足）、吉田快庵が推した杉浦（人柄）にいずれも瑕があるため、ほかの人選を求められたのであろうが、それなら千田が適任である、と。

元簡は苦境に立たされ、やや判断力を欠いていたかと思われる。このような投げやりな推挙が通るはずもなかったが、

この文面が無礼な言いようを受け止められることに気づかなかつたのであろうか。先に二一⑥に掲げたとおり、翌年八月三十日の処分には果たして「御医師御撰の儀に付、申上方も可有之処、不行屈儀、不束の事に候」とあつたのである（『多紀家系譜』）。

『御用留記』の奥医師推挙の記事はここで終わっており、翌年の元簡失脚にいたるさらに緊迫したに相違ない事情は不明である。失脚には、長く御匙・医学館主を勤め人望厚い父元惠の病没（享和元年五月十日）も追い討ちをかけたと思われる。元簡は学問的に優れたが人柄・人望で父に及ばなかつたとされる（『よしの冊子』など）。後ろ盾の父を亡くした影響は、四面楚歌の元簡にとつて大きかつたと考えられる。

いづれにしろ、先に見たとおり元簡の失脚と入れ替わりに奥医師に任官する人物が杉浦玄徳・中川隆玄であることと、『御用留記』に見る元簡の兩人への否定的な評価から見て、杉浦玄徳・中川隆玄の任官を批判したことが元簡失脚の原因をなしたことは間違いないと思われる。

六、考 察

杉浦玄徳については『よしの冊子』に天明七年（寛政五年ごろ）の風聞が、中川隆玄については寛政六年の医学考試の記録に試験結果等が見えている。前者には著者の拙稿あり、後者には戸出の論文がある（¹⁵）ので詳細は省略に従うが、杉浦は「人の本を売る」「術中に人を落とす」姦曲な人物だが学問に関しては元簡と当代双璧であるとされ、『御用留記』の元簡の所記と軌を一にする。中川は試問五問中、五段階評価で四が一つ、三が一つ、二が二つ、一が一つで、「経験を積み努力はしているが到達度は低い」と評され、決して良好な成績ではなかつた。にもかかわらず奥医師・法印にまで昇進している。二一⑦に言う「後宮の援引を以て或る無能者の出た」（粟本鋤雲）とは、有能な杉浦には不適當で、中川のこ

とを指すのではないかと疑われる。

最後に、杉浦の讒言が医学館運営に与えた影響について述べておきたい。すでに『よしの冊子』にも次のような記事はあった。

躋寿館セ話役、安長・宗英・快庵・玄徳四人へ被仰付候処、安長・宗英兩人にて密談致し候て取計ひ、其上安長弟子に一人掛りの者有之、右之者一人にて金子等の事取扱ひ、施薬料杯上より出候ても一向割符も不仕、自分の放蕩つかひニ仕候由。右之趣故、快庵・玄徳杯甚ふづくミ、彼是と内々申居り候由。尤講尺ハ安長へ大勢聴徒出候へ共、是もはむきニ付出候もの多候由。立助杯へは聴徒甚少く御ざ候由。いづれ多紀家事不取^レ故、官事もきまり申間敷とさた仕候よし。(百五十三回呈覽、寛政四年五月二十九日)

多紀広寿院、躋寿館へ御目付かかり被仰付を、甚服し不申由。此方ハ明白じゃニ上で御疑なき。尤御目付は兩人共至極呑込がよいが、其下の御徒目付共杯がうるさい。いけぬ事じゃと独言を申居候よし。(同上)

前者が多紀氏の専横と医学館の官制未確立をいい、後者が医学館担当の目付配属をいう。医学館はこれまで(寛政四年六月以前)担当の目付を置いておらず、俗事役(経理担当)も門人に多紀が自分で手当てを出して担当させていた(『医学館要秘録』¹⁶)。経済的負担に耐えて長年独力で経営に当たってきた多紀氏にとっては従来どおり当然のことをしているまでであったろうが、官制改正により世話役を拜命した以上、多紀氏と同等の権限を持つと考えた同僚医官からの上記の批判は必至だったとも言える。

この批判噴出に対して幕府は、この年六月十一日に目付(中川勘三郎・間宮諸左衛門、徒目付(萩原藤十郎・山本庄左衛門)、小人目付(深山宇平太・片山善右衛門)を医学館担当として任命し、俗事役も小身の幕臣二名(山上藤兵衛・山田孫右衛門)に交替せしめた(『医学館要秘録』)。

これまでの多紀氏の医学館維持のための粉骨砕身は、人の広く知るところである。しかしながら多紀氏の私塾を官立学校に改組する以上、その適切な管理・運営のための機構改正は不可欠であり、その範囲において学事責任者としての

多紀氏を事務経理面からある程度分離する必要が生じた。以上のように幕政担当者からは見ることができるといえる。

一方、多紀氏の同僚である世話役たちから見れば、目下の官制未確立の状態は、多紀氏の専横や管理能力欠如を衝いて多紀氏の権能を制限し、出来うれば自ら取って代わる恰好の機会と映った。ここに杉浦玄徳の讒言が生まれ、さらに吉田快庵の内通が生まれた。

しかしながら幕政当局としては、この混乱を機に機構整備ができればよく、多紀氏排除の必要性を感じていたとは思われない。その意味では『御用留記』で見た元簡の対処はやや過剰反応で、言辞不穏当の上申書が要路の怒りを買ったのは全く逆効果であった。

ともあれ今回本稿に取り上げた『御用留記』の記事によって、従来知られていなかった多紀氏・同僚医官・幕府要路の間の攻防の中で、医学館の機構整備が進行していったさまが分かる。また、官立化当初の医学館を知る基本資料たる『医学館要秘録』が、年初の開講から半年も経た後の目付の任命記事から突然始まるわけも、この一連の事態の推移を考え合わせるとよく理解できるのである。すなわち『医学館要秘録』は、杉浦玄徳らの讒言を契機に幕府が医学館の経営管理に積極的に乗り出した時点からの記録であり、換言すれば学事の記録であるよりむしろ経営管理の面を主とした記録であることが分かるのである。¹⁷⁾

以上、本稿では多紀元簡失脚の原因が、橘宗仙院・多紀元恵の後任の奥医師に元簡推薦の曲直瀬養安院・杉本仲温が選任されず、多紀氏とは互いに宿怨ある杉浦玄徳と学力不十分の中川隆玄が推挙されたことに元簡が抗議したためであること。さらには、杉浦玄徳の宿怨の原因となった医学館官立化当初の世話役たちの権力抗争と、その混乱に乗じて実行された幕府の医学館経営管理の一端を明らかにした。

注

- (1) 国会図書館所蔵。当該箇所は文化五年夏、楓軒が江戸滞在中の風聞を書きとめたもの。先に森潤三郎が『多紀氏の事蹟』(一九三三・日本医史学会)に引用している。
- (2) 多紀家の菩提寺城官寺の墓石のほか、文政五年序刊『鵬齋先生文抄』巻下(影印、杉村英治編『亀田鵬齋詩文・書画集』三樹書房・一九八二)・『医家先哲叢談』(武田科学振興財団杏雨書屋所蔵、写本四冊)・『事実文編』巻五十二(活字、国書刊行会・一九二〇)・一一。影印、関西大学東西学術研究所・一九七九〜八二)等に所収。当該箇所、関西大影印が「銓選」を「銓撰」に作るほかは異同なし。
- (3) 『精里全書』巻二十(写本・全二十巻、所見本は静嘉堂文庫所蔵本を底本とする一九九六刊・ペリかん社影印本)・『事実文編』巻五十二(前出)等に所収。異同なし。
- (4) 原本、写本・一冊。所見本、慶應義塾大学医学情報センター富士川文庫本。先に竹岡友三『医家人名辞書』一九三一に引用されているが若干の異同がある。所見本はカタカナ表記、いま平仮名に改めた。
- (5) 三巻三冊。影印、名著出版『近世漢方医学書集成99』一九八三。
- (6) 元治元年(一八六四)に多紀元昶から幕府に提出された系譜。原本は伝存未詳。活字翻刻、『医談』六三〜六五(一九〇一、雄松堂一九八六復刊)。森潤三郎によれば、多紀本家伝来の資料は関東大震災で焼失したとされ(したがって『多紀氏の事蹟』でも未見)、原本出現の可能性が低い現在、この活字翻刻の史料価値は高い。
- (7) のちに明治三十三年刊『匏庵遺稿』(東京大学出版会『続日本史籍協会叢書』一九七五覆刻)にも所収。
- (8) 従来の小島蕉園の伝記研究(『森銃三著作集』巻八等)によれば、蕉園は甲州田中の代官在任(一八〇五〜〇八)と遠州相良の代官在任(一八二五頃)期間以外は、江戸で暮らした。
- (9) 国立国会図書館所蔵・駒井乗郎筆・鶯宿雜記』所収。活字翻刻、中央公論社『隨筆百花苑』巻八、九(一九八〇〜八二)。医家関連記事のみを抄出したものに、拙稿『よしの冊子』医家関連記事(一)(二)(三)、『日本医史学雑誌』四四・四、四五・一・三(一九九七〜九八)。
- (10) 富士川游『皇国医人伝』『中外医事新報』二九〇(一八九二)、思文閣出版『富士川游著作集』七所収)等。

- (11) 『続徳川実紀』第一篇。吉川弘文館「新訂増補国史大系」一九三三。
- (12) 東洋書林『江戸幕府役職武鑑編年集成』一九九六〜九九。全三六冊中、第一八〜二〇冊。
- (13) 続群書類従完成会、一九六四〜六六。
- (14) 町泉寿郎「医学館の学問形成」『日本医史学雑誌』四五(三・四)、四六(二)、一九九九〜二〇〇〇。
- (15) 戸出一郎「医学館における医学考試について」『日本医史学雑誌』四八(一・二)、二〇〇二。
- (16) 原本は文政五年写、石黒忠恵旧藏・慶應義塾大学医学情報センター富士川文庫現藏。ほかに、内藤記念くすり博物館大同薬室文庫に一本。富士川本を底本とする活字翻刻が、『医史料』六、七号(二八九五〜九六)および『医談』六六〜八三号(一九〇一〜〇四)に連載。ただし『医史料』七と『医談』六六の間、および末尾に欠落がある。
- (17) 特に本書の前半は館の経理・維持・管理の内容が主で、後半「多紀永寿院伺上諸掛合并御医師江被仰渡」からは講師の人事、講義日程、学業出精者への褒賞など学事にわたる内容も増えている。

(北里研究所東洋医学総合研究所)

The Background of Taki Motoyasu's Fall: Regarding the Circumstances of the Nationalization of the Igakkan

MACHI Senjuro, KOSOTO Hiroshi, HANAWA Toshihiko

In 1803, Taki Motoyasu was dismissed from his position as “Oku ishi” and demoted to the ranks of the “Yoriai ishi”. Scholars heretofore have theorized on the various reasons for Taki’s fall, but they have yet to fully examine the incident in detail. The present revisionist account places Taki’s fall in the context of competition and in-fighting between Motoyasu and Sugiura Gentoku over the position of “Oku ishi”. Eventually, Motoyasu lost his standing in the bakufu, due to Sugiura’s machinations. Furthermore, it is clear that Taki’s fall is one part of the larger story of the in-fighting between Taki Motoyasu (with Taki Motonori) and Sugiura Gentoku (with Yoshida Kaian). In the end, Sugiura’s political maneuverings convinced the bakufu to dispose of Motoyasu and nationalize the management and administration of the Igakkan.